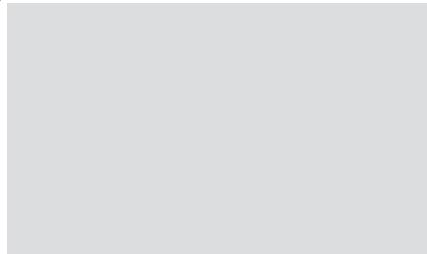


料金別納郵便



LIONS INTERNATIONAL もし L 熊野 活行 がガバナーに選ばれたら
これらの事に全力で取り組みます!!

**「330-A地区」とキャビネット事務局用不動産を
所有する「一般社団法人 330-A地区支援会」を
一体化して法人化をすすめます。**

「一般社団法人 330-A地区支援会」とは、330-A地区の諸活動をよりスムースにする為、また経費削減を図る等の目的で、今から8年前、時のガバナー山浦 晟暉ライオンのリーダーシップの下に設立された法人です。

本来であれば、事の性格上330-A地区をそのまま法人化するという手法が最も端的で分かりやすい手法でした。ただ、それをする為には、まず330-A地区を法人化する事の是非に関する全体的な合意形式が必要ですが、それだけではなく、国際協会の理解と承認を得る必要がある事等々、越えなければならないハードルが数多く存在していました。

我々の組織は単年度制です。期を跨ぐ計画は組織の性格上、テーマの内容が大きければ大きいほど実現は困難になります。そのような中一種の便法ではありますが、330-A地区とは別に「…支援会」という法人を作る事により、本来の目的である不動産の取得を可能にしたという経緯があります。

そこで当時から8年が経過した今、「本来あるべき姿」を実現するという観点からも「330-A地区」と「一般社団法人 330-A地区支援会」を一体化させる形での法人化をする事が良いと考えます。

**ただちょっと心配なのが、
一般社団法人330-A地区支援会の現状です。**

もし仮に、330-A地区が、「…支援会」に一体化して法人化をしようと提案した場合、「…支援会」にスムースに了解してもらえるのかちょっと心配です。というのは、「…支援会」がずいぶん変化している様子だからです。

Vol.6



**8年前の設立当初と
現在とでは「…規定」が
大分変更されているようです。**

「330-A地区」と「…支援会」間が良い関係でいられるよう「ライオンズクラブ国際協会330-A地区と一般社団法人330-A地区支援会間の人的、物的連携に関する規定」が設立時に作られましたが、現在下記の様に一部変更になっています。

1. 第2条 理事について
当初 乙の理事は、330-A地区の現・前地区ガバナー・幹事・会計・事務局長・委員長のうちから、現地区ガバナーが推薦した者が就任する。
現在 乙の理事は、甲の現・前地区ガバナー・幹事・会計・事務局長・委員長又は**理事経験者(支援会)**のうちから、現地区ガバナーにおいて推薦する。
2. 第3条 代表理事
当初 乙の代表理事は、甲の前地区ガバナーが就任する
現在 乙の代表理事は、甲の前地区ガバナー・幹事・会計・委員長又は支援会の理事を経験した者の中から推薦される。
3. 附則 規定の改訂・廃止
当初 本規定の改訂・廃止は、代議員総会の決議による。
現在 本規定の改訂・廃止は、キャビネット会議の決議による。

変わっているのはそれだけではなくて
最も肝心な“出資者”が変わっています
この事の意味するところは極めて重要です

出資者 設立当初 ガバナー・幹事・会計の3名
この各100万円は、330-A地区から出資金という名目でそれぞれ貸し与えられたものです。その際は、当然の事ながら330-A地区はそれそれから、「確約書」を提出していただき、出資金の性格を明らかにさせ、資金及び資産の保全をしました。

出資者 現在 24名
出資に際してはそれぞれ個人の資金から拠出されたのではないかと思われます。

**「330-A地区」の資産・資金である事を担保していた
「確約書」にはこのように書かれてありました**

「私が、有限責任中間法人330-A地区支援会の定款により拠出した資金(金100万円)は単なる名義人であり、私固有の資金ではありません。従って同法人に対する社員としての権利は主張しない。よって募金の返還請求は致しません。」

「確約書」が無くなったと思われる今、24名の出資者の殆どの方は、正確にこの意味する所を認識せず出資しているのだと思います。

「確約書」の持っていた意義はどこへ行ったのでしょうか。

文責 L 杉山南見夫(東京青梅LC)